短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
利　用　約　款
(重　要　事　項　説　明　書)

社会福祉法人　弘　前　豊　徳　会

短期入所生活介護　サンタハウス弘前

弘前市大字大川字中桜川１８番地１０

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用約款
（　重　要　事　項　説　明　書　）

〈目的〉

第１条　短期入所生活介護サンタハウス弘前（以下、当事業所という）は要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下、利用者という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう一定の期間、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供し、そのサービスに対する料金を支払うことを取り決め本約款を締結する。

〈適用期間〉

第２条　本約款は利用者が短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明同意書を当事業所に提出した時から効力を有する。ただし家族に変更があった場合は、新たに同意を得ることとする。

　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙１の改正が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとする。

〈利用者からの解除〉

第３条　利用者及び家族は当事業所に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画書にかかわらず本約款に基づく入所利用を解除・終了することができる。なお、この場合利用者及び家族は、速やかに当事業所及び利用居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとする。

〈当事業所からの解除〉

第４条　当事業所は利用者及び家族に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく入所利用を解除・終了することができる。

（１）利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供が困難と判断された場合。

（２）利用者及び家族が本約款に定める前月の利用料金を１ヶ月以上遅延し、その支払いを催告したにもかかわらず５日以内に支払われない場合。

（３）利用者及び家族が当施設・当施設の職員又は他の利用者に対して利用継続が困難になる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

（４）天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により当施設を利用させることができない場合。

〈サービスの自動解除〉

第５条　次に掲げる場合には本約款に基づく入所利用を自動的に解除・終了するものとする。

（１）利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。

（２）利用者が医療機関へ入院した場合。

（３）利用者が他の介護保険施設に入所が決まり、その施設側で受け入れが可能となった場合。

（４）利用者が要介護認定において自立を認定された場合。

（５）利用者が亡くなられた場合。

〈利用料金〉

第６条　法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。

２　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

３　その他の費用

滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、認定証に記載された金額を１日あたりの料金とする。

４　利用者及び家族は連帯して当施設に対し、本約款に基づく指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の対価として、利用料金の利用単位ごとの料金をもって計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務がある。ただし、当事業所は利用者の経済状態に変動があった場合上記利用料金を変更することがある。

５　当事業所は利用者及び家族が指定する送付先に対し前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月上旬に送付し、家族はその月の月末までに支払うものとする。

なお、支払いの方法は、利用者及びご家族の口座からの自動引落し、当事業所指定の銀行口座への振込、当事業所事務窓口での支払いのいずれかとする。

６　当事業所は、利用者又は家族から１項に定める利用料金の支払いを当事業所事務窓口で受けた場合は、領収書を直接手渡しする。

〈記録〉

第７条　当事業所は利用者の短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、２年間は保

管する。
　当事業所は利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には原則としてこれに応ずる。ただし、家族、その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応ずる。

〈虐待防止及び身体の拘束〉
第８条　当事業所は、虐待防止及び身体の拘束等の抑制に努める。
（１）当事業所が他の利用者や職員から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることがないよう、個々の身体状態、生活環境とその変化を把握する等、虐待防止に向けた取り組みを行う。
（２）当事業所は原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし自傷他害の恐れがある場合等緊急やむを得ない場合は施設医師が判断し身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、利用者又は家族に説明の上医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を支援経過に記録する。
（３）職員に対し、虐待防止及び身体拘束に関する研修・勉強会を年２回実施する。

〈秘密保持〉
第９条　当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族に関する個人情報の利用目的を別紙１のとおりに定め、適切に取り扱うものとする。また正当な理由なく第三者に提供しない。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供をできるものとする。
（１）当事業所及び職員が、短期入所生活介護サービス提供に当たっての入所判定会議、他施設への紹介等において、利用者又は家族の個人情報を最低限利用する。
（２）当事業所及び職員は、利用者に医療上又は治療計画上、必要性がある場合には医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する。
（３）当事業所及び職員は、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）の介護支援専門員等と、利用者の退所後の居宅サービスの利用上必要な調整を行うことを目的として利用の情報を提供することがある。
（４）利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等は、市町村へ通知する。
（５）短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの質の向上のため、研究会等での事例研究発表等の場合は、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する。

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとする。

〈協力病院〉

第10条　当事業所は利用者に対し、施設医師の医学的判断により、診察が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがある。

２　当事業所は利用者に対し、当事業所における短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介することがある。

３　前２項の他、利用中に心身の状態が急変した場合、当事業所は利用者及び家族が指定する者に対し、緊急に連絡するものとする。

〈事故発生時の対応〉

第11条　サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じる。

２　施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼することがある。

３　前２項の他、当事業所は利用者又は家族等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡する。

４　利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとする。なお、当事業所は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と損害賠償保険契約を結んでいる。

〈要望又は苦情等の申し出〉

第12条　利用者及び家族は、当事業所の提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に対しての要望又は苦情等について担当生活相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。

〈賠償責任〉

第13条　短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に伴い、当事業所の責に帰すべき理由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害賠償するものとする。

　利用者の責に帰すべき理由によって、当事業所が損害を被った場合は利用者または身元引受人、もしくは連帯保証人が連帯して、当施設に対し損害賠償するものとする。

〈連帯保証人〉
第14条　連帯保証人は、利用者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
２　前項の連帯保証人の負担の極度額は、５０万円とする。
３　連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
４　連帯保証人の請求があったときは、事業所は、連帯保証人に対し、遅滞なく施設利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

〈利用約款に定めのない事項〉
第15条　この約款に定められていない事項は、介護保険法その他の諸法令に定めるところにより利用者又は家族と当事業所が誠意を持って協議し定めることとする。

〈管轄裁判所〉
第16条　この約款に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、青森地方裁判所弘前支部を第一管轄裁判所とすることを予め合意する。

短期入所生活介護サンタハウス弘前のご案内

（令和８年４月１日現在）

１　短期入所生活介護サンタハウス弘前

（１）当事業所の概要

施　設　名	短期入所生活介護　サンタハウス弘前
所　在　地	弘前市大字大川字中桜川１８番地１０
電　話　番　号	０１７２－９９－１１３３
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０１７２－９５－３６６３
事　業　所　番　号	指定事業所番号　０２７０２０２０８８

（２）当事業所の職員体制

職　名	資　格	常勤	非常勤	合計	業　務　内　容
施　設　長		１名	名	１名	施設の業務を統括管理する。
管　理　者（医　師）	医　師	１名	名	１名	利用者の病状等を把握し、診察健康管理を行う。
生活相談員	社会福祉士		名	１名	利用者及び家族の相談援助、入退所及び連絡調整等を行う。
	介護支援専門員	１名	名		
看護職員	看　護　師	１名	名	１０名	利用者の保健衛生及び診察の補助、健康管理、与薬看護等を行う。
	准看護師	８名	１名		
介護職員	介護福祉士	７名	名	９名	利用者の日常生活援助を行う。
	介護福祉士実務者者研修	１名			
	介護職員初任者研修課程	名	名		
	ヘルパー２級	１名	名		
管理栄養士	管理栄養士	２名	名	２名	栄養ケアプラン作成・栄養指導を行う。食事の献立作成を行う。
栄　養　士	栄　養　士	１名	名	１名	栄養指導及び食事の献立作成を行う。
機能訓練指導員	作業療法士	１名	名	２名	利用者の生活の質の向上を図り、身体的・精神的機能の減退を防止する為の訓練を行う。
	言語聴覚士	1名	名		
	理学療法士	名	名		
事　務　職　員		３名	名	３名	庶務・会計の業務を行う。

（３）当事業所の設備の概要

定　員	２０人		
居　室	ユニット型個室　２０室（２ユニット） １室１５．４５㎡～１９．３２㎡	共同生活室	１７８．６６㎡
		浴　室	各ユニット　１室

（４）通常の送迎の実施地域

当事業所が通常の送迎を行う地域は弘前市、板柳町、鶴田町、平川市（碇ヶ関地区を除く）、藤崎町、田舎館村の区域とする。

２　当事業所の短期入所生活介護の特徴等

（１）運営の方針

利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより利用者の心身の機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針とする。

（２）サービス利用のために

事　　項	備　　考
男性従業員	１１名
従業員への研修の実施	「虐待防止及び身体拘束に関する研修」年２回実施
身　体　的　拘　束	原則として身体拘束はいたしません。

（３）サービスの利用に当たっての留意事項

来　訪　・　面　会	面会時間　午前７時３０分～午後８時 面会時間以外の面会につきましては、事前にご連絡下さるようお願いいたします。 来訪者は、面会時間を厳守し、その都度職員に申し出て下さい。 来訪者が宿泊される場合は、事前に必ず許可を得て下さい。
外　　出	外出の際は、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
飲　酒　・　喫　煙	飲酒・喫煙は、当事業所の方針として、お断りしております。
金銭、貴重品の管理	金銭、貴重品は、できるだけ事業所内には持ち込まないで下さい。持ち込む場合、小遣い銭程度とし貴重品は事務室にて保管します。なお、自己管理が困難な方は、利用料金表に掲げる金額で、事業所が出納管理いたしますので、ご相談下さい。 万が一、金銭、貴重品等自己管理をした際に紛失した場合は、当事業所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
所持品の持ち込み	かみそり、カッター等の刃物類は持ち込まないようにお願いいたします。 衣類及び食べ物、薬品等をお持ち込みの場合は、何を・どの程度持参したかを職員にご連絡下さい。 内服薬は、入所時に利用日数分をご持参下さい。

居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用途にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、利用者及び家族、もしくは身元引受人に賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにお願いいたします。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮下さい。

3　サービスの内容

種　類	内　容
介　護	利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行います。
食事の介助	管理栄養士及び栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況及び嗜好に配慮したバラエティーに富んだ食事を、適切な時間に提供します。 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに利用者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な支援を行います。利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援します。 （食事時間）　朝食　　７：３０から 昼食　１２：００から 夕食　１８：００から ※食事のキャンセルは、前日の午前９時までにご連絡下さい。その時間までに申し出がない場合は、食費を請求させていただきますのでご了承下さい。
入浴の介助	週に最低２回入浴していただきます。 ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合もございます。
排泄の介助	利用者の心身の状況に応じて適切な方法により排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても必要な援助を行います。
着替え等の介助	寝たきり防止のためできる限り離床に配慮いたします。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行えるよう配慮いたします。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助いたします。 シーツ交換は週１回実施いたします。

健康・衛生管理	毎日、朝夕の検温、検脈、血圧測定を実施いたします。 利用者の状況に応じて、洗顔、整髪、髭剃、爪切り等の自立についても適切な援助を行います。 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講じます。 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、利用者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載します。ただし、健康手帳を有しない方については、この限りではありません。 急変時等必要な場合には、主治医または協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めます。 当事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及び家族からのいかなる相談についても誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
機能訓練	利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。
理美容サービス	ヘアカットのサービスをご利用いただけます。

4　利用料金

区分		金額			
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）		要支援１	日額		５２９円
		要支援２	日額		６５６円
併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ） ※記載の料金は１割負担の料金です。利用者の負担割合に応じて料金は変動します。		要介護１	日額		７０４円
		要介護２	日額		７７２円
		要介護３	日額		８４７円
		要介護４	日額		９１８円
		要介護５	日額		９８７円
		(60日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に連続して入所している場合)			
		要介護１	日額		６７０円
		要介護２	日額		７４０円
		要介護３	日額		８１５円
		要介護４	日額		８８６円
		要介護５	日額		９５５円
	加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	月額	3月に1回	１００円
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	月額		２００円
		（上記加算で個別機能訓練加算を算定する場合）	月額		１００円
		機能訓練体制加算	日額		１２円
		個別機能訓練加算	日額		５６円
		送迎加算	片道		１８４円
		看護体制加算（Ⅰ）	日額		４円
		看護体制加算（Ⅱ）	日額		８円
		医療連携強化加算	日額		５８円
		看取り連携体制加算	日額		６４円
		ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅲ）	日額		６円
		緊急短期入所受入加算	日額		９０円

	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	日　額		１８円
	若年性認知症利用者受入加算	日　額		１２０円
	療養食加算（注１）	１　回		８円
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	日　額		１００円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	日　額		１０円
	長期利用者提供減算 (30日超60日以下で同一の指定短期入所生活介護事業所に連続して入所している場合)	日　額		－３０円
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　介護報酬総単位数×ｻｰﾋﾞｽ別加算率(１７．２%) 〈１単位未満の端数四捨五入〉			
食費（実費）	第１段階	日　額		３００円
	第２段階	日　額		６００円
	第３段階① (年金収入等８２．６５万円超１２０万円以下の場合)	日　額		１，０３０円
	第３段階② (年金収入等１２０万円超の場合)	日　額		１，３６０円
	第４段階	日　額		１，５４５円
	（１日の食費内訳:朝食４５４円、昼食５６６円、夕食５２５円）			
滞　在　費	第１段階	日　額		８８０円
	第２段階	日　額		８８０円
	第３段階① (年金収入等８２．６５万円超１２０万円以下の場合)	日　額		１，３７０円
	第３段階② (年金収入等１２０万円超の場合)	日　額		１，４７０円
	第４段階	日　額		２，０６６円
入所者が選定する特別な食事	実　費（基本食事サービス費相当額を控除した額）			
おやつ代・飲料代（注２）		日　額		２３０円
日用品費（注３）	(１)バスタオル	１枚につき		４０円
	(２)フェイスタオル	１枚につき		２６円
	(３)おしぼり	１枚につき		１８円
	(４)ﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ	１個につき		７４円
	(５)ボディソープ	日　額		１３円
	(６)シャンプー類	日　額		９円
	(７)テレビ貸出料	日　額		２１０円
	(８)冷蔵庫貸出料	日　額	（注４）	１１０円
	(９)テレビ電気料	日　額		３３円
	(10)冷蔵庫電気料	日　額		６４円
	(11)その他の電気料	日　額	（注５）	別途徴収
通常の送迎の実施地域以外の送迎費（片道）	１㎞単位につき			６０円
教養娯楽費	クラブ活動材料費			実　費
	行　事　費			実　費
ヘアカット代		１回につき		２，７００円
	寝たきりの方のベッド上で施術　居室の場合	１回につき		３，２００円
	ただし電気カミソリによる顔剃りも行った場合	１回につき		３，２００円
健康管理費	インフルエンザ予防接種費用等	１回につき		実　費
預り金の出納管理費用	※第４段階の方のみ	日　額		１０円
私物の洗濯代		１kgにつき	（注６）	４７０円
口座振替手数料		月　額		１１０円
複写物交付費		１枚につき	（注７）	１０円
各種証明書作成料		１通につき		３３０円
設備･備品等の修繕費			（注８）	実　費

※その他料金…併設されている介護老人保健施設の料金規定に準ずる。

■入浴及び清拭時に使用するタオル類の使用について	同意する	・ 同意しない
■ペーパー類の使用については施設で用意したものを使用する	使用する	・ 使用しない
■私物の洗濯について施設に依頼する	依頼する	・ 依頼しない

注１）　療養食加算については、医師の指示があった場合のみ加算する。（上限１日３回）
注２）　おやつ代・飲料代については、利用者の選択肢に基づいて提供する。

注３） 日用品費については、利用者の選択に基づいて提供するものとする。
注４） テレビ、冷蔵庫の持ち込みの場合は、電気料のみの請求とする。
注５） その他家電製品の持ち込みの場合は、別途計算により徴収とする。
注６） 洗濯物によって料金単価が異なる場合がある。
注７） 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できるが、複写物を必要とする場合には実費請求とする。
注８） 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備、備品を壊したり、汚したりした場合には、利用者又は身元引受人、もしくは連帯保証人に説明し、自己負担により原状に復す、又は相当の代価を請求する場合がある。
※ 社会福祉法人による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業により、介護保険サービスの利用者負担額が上記の金額より軽減される場合があります。その対象者は各市町村への申請の上決定されますので利用の際ご相談下さい。

５ サービス内容に関する苦情

（１）当事業所のお客様相談・苦情窓口

苦情解決責任者	外　崎　達　士（施設長代理）
担当者	岩　崎　　格（生活相談員）
電話番号	０１７２－９９－１１３３
ＦＡＸ	０１７２－９５－３６６３
受付日	年　中
受付時間	午前８時３０分～午後５時３０分

（２）第三者委員

山　崎　　智	第三者委員に対し、以下の方法で直接苦情を伝えることができます。 ①施設内に設置する第三者委員宛て「苦情・意見箱」への投函 ②第三者委員用メールフォームへの入力
藤　田　雅　俊	

（３）苦情処理の流れ

別紙「苦情解決対応フローチャート」参照

（４）その他

当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県・その他の都道府県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

青森県国民健康保険団体連合会	０１７－７２３－１３３６
弘前市役所	０１７２－３５－１１１１
黒石市役所	０１７２－５２－５２１１
五所川原市役所	０１７３－３５－２１１１
つがる市役所	０１７３－４２－１１１４
青森市役所	０１７－７３４－１１１１
平川市役所	０１７２－４４－１１１１
板柳町役場	０１７２－７３－２１１１
鶴田町役場	０１７３－２２－２１１１
西目屋村役場	０１７２－８５－２８０４

大鰐町役場	０１７２－４８－２１１１
藤崎町役場	０１７２－７５－３１１１
田舎館村役場	０１７２－５８－２１１３
鰺ヶ沢町役場	０１７３－７２－２１１１
秋田県国民健康保険団体連合会	０１８６－６２－６８６４
大館市役所	０１８６－４９－３１１１
岩手県国民健康保険団体連合会	０１９６－０４－６７００
大船渡市役所	０１９２－２７－３１１１

6　協力医療機関

協力医療機関①	医療機関の名称	サンタハウスクリニック
	院長名	福井康三
	所在地	弘前市大字大川字中桜川１９番地１
	電話番号	０１７２－９９－１７９９
	診療科目	内科・外科・形成外科・泌尿器科
協力医療機関②	医療機関の名称	医療法人弘愛会　弘愛会病院
	医院長名	橘　　正人
	所在地	弘前市大字宮川三丁目１番地４
	電話番号	０１７２－３３－２８７１
	診療科目	内科・外科・整形外科・呼吸器外科 皮膚科・麻酔科・リハビリテーション科
協力医療機関③	医療機関の名称	医療法人ときわ会　ときわ会病院
	医院長名	永山淳造
	所在地	南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地１
	電話番号	０１７２－６５－３７７１
	診療科目	内科・脳神経内科・消化器科・外科 整形外科・リウマチ科・麻酔科・緩和ケア科 リハビリテーション科
協力医療機関④	医療機関の名称	国民健康保険　板柳中央病院
	医院長名	照井　　健
	所在地	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井７４番地２
	電話番号	０１７２－７３－３２３１
	診療科目	外科・内科・整形外科・耳鼻科・眼科
協力医療機関⑤	医療機関の名称	津軽保健生活協同組合　藤代健生病院
	医院長名	関谷　　修
	所在地	弘前市大字藤代二丁目１２番地１
	電話番号	０１７２－３６－５１８１
	診療科目	精神神経科・内科・リハビリテーション科 放射線科
協力医療機関⑥	医療機関の名称	弘前小野病院
	医院長名	小野浩嗣
	所在地	弘前市大字和泉２丁目１９番地１
	電話番号	０１７２－２７－１４３１
	診療科目	内科・呼吸器科・消化器科・胃腸科 循環器科・外科・整形外科・神経科 肛門科・放射線科・リハビリテーション科

協力医療機関⑦	医療機関の名称	代官町クリニック　吉田歯科
	医　院　長　名	吉　田　敏　弘
	所　　在　　地	弘前市大字代官町１０８番地
	電　話　番　号	０１７２－３８－４１４２
	診　療　科　目	歯科

7　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせのとおりに、主治医、救急隊、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

病院名	病　院　名			
	主　治　医			
	電話番号			
家族①	氏　　名		続　柄	
	連　絡　先			
	電話番号			
家族②	氏　　名		続　柄	
	連　絡　先			
	電話番号			
家族③	氏　　名		続　柄	
	連　絡　先			
	電話番号			

※家族①～③は緊急時に連絡する順番に記載して下さい。

介護支援専門員	事業所名	
	担当者名	
	電話番号	

8　利用者の権利

（1）個々の人格の尊重

利用者個々の個性、生活感覚、様式等は異なっているものであり、事業所としては創意と努力をもって、利用者個々の人格が尊重されるように努めます。

（2）固有相互連帯の重視

事業所での生活におきまして、利用者の規律と自覚の活性化は特に全体的な比重を占めるものであり、利用者の自主性を発揮できる機会を設けるとともに、その中にあって集団生活を円滑にし仲間づくりがすすむよう、相互連帯の共感意識に配慮します。

（3）自主・自立の尊重

老化による他者依存に対して介助は必要ですが、過援助が利用者の生活意欲の喪失をもたらすことも留意し、努めて利用者自らが行動する自主・自立を図り、生きがいの高揚を目指します。

（4）自己決定権の尊重

利用者の自律的生活を可能にするため、利用者の自己決定が生活のあらゆる面で行われるよう支援します。

9　個人情報の利用目的

【別紙１：個人情報の利用目的参照】

10　非常災害対策

非常時の対応	「消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	大川町内会（大川消防団）と常時の相互の応援を約束しています。
防災訓練	「消防計画」にのっとり、年２回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー・非常階段・自動火災報知・誘導灯・消火栓・防火扉・非常放送設備・非常用電源

＜別紙１＞

個人情報の利用目的

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サンタハウス弘前では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりする個人情報について、利用目的を以下のとおりに定めます。

１ 利用者への介護サービス提供に係る利用目的

【事業所内での利用目的】

（１）介護サービスの提供にあたり、入所判定会議、サービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。

（２）介護保険事務に必要な場合。

（３）介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務の内、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上に必要な場合。

【他事業者等への情報提供に係る利用目的】

（１）介護サービスの提供にあたり、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。

（２）上記（１）の他、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。

（３）現に介護サービスの提供を受けている場合で、体調等を崩し又は怪我等で病院を受診し、医師・看護師等に情報提供する場合。また、外部の医師等の意見・助言を求める場合。

（４）検体検査業務を委託する場合。

（５）介護保険事務の内、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答に必要な場合。

（６）損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出に必要な場合。

２ 上記以外の利用目的

【事業所内での利用目的】

当施設の運営管理業務のうち、以下の項目で必要な場合。

●医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

●当施設において行われる生徒・学生の実習・職場体験等への協力

●当施設において行われる事例研究

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

当施設の運営管理業務のうち、外部監査機関への情報提供が必要な場合。

３ 個人情報を提供する事業所

（１）居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所

（２）病院又は診療所（体調を崩し又は怪我等で受診することとなった場合）

（３）保険者、審査支払機関

４ 個人情報の利用の同意について

（１）「個人情報保護法」に基づいた、施設行事等における写真撮影、広報誌への写真及び氏名の掲載、施設内での写真及び氏名の掲示についての同意書に従い、個人情報の利用は適切に行う。

（２）同意書の効力は、同意書の提出後、同意書の内容の変更又は家族の同意についての意向の変更がない限り継続するものとし、また再度利用の際も同意書の内容について、変更希望の申請がない場合、同意書の効力はそのまま継続する。

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
重要事項説明同意書

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用にあたり、利用者に対し、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

（事業所）　住　　所　青森県弘前市大字大川字中桜川１８番地１０

名　　称　短期入所生活介護　サンタハウス弘前

説明者氏名　　印

短期入所生活介護サンタハウス弘前を利用するにあたり、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用約款及び別紙１を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分理解した上で短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）のサービス提供開始について同意します。

・利　用　者　住　　所

氏　　名　　印

・ご家族等連帯保証人　住　　所

氏　　名　　印

短期入所生活介護　サンタハウス弘前
施　設　長　　下　山　保　則　殿

【本約款第６条５項の請求書・明細書の送付先】

氏名	（続柄）
住所　〒　　－	
電話	

【本約款別紙１の４　個人情報の利用の同意について】

項目		同意します	同意しません
写真撮影			
広報誌での	写真の掲載		
	氏名の掲載		
施設内での	写真の掲示		
	氏名の掲示		

※各項目について、いずれかに○をご記入下さい。